

宇和島地区広域事務組合消防本部からのお知らせ

「住宅用火災警報器」の設置が義務化されます

住宅火災発生時における「逃げ遅れ」による死者発生防止の観点から、消防法が改正され、新築住宅は今年の6月から、既存住宅は5年以内に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられました。

住宅用火災警報器とは？

住宅の壁や天井に設置することで火災発生の初期段階で煙などの発生を感じし警報音や音声により知らせる器具の総称です。警報器には、煙式（煙を感知するもの）と熱式（熱を感知するもの）がありますが、設置義務化されたのは煙式のみで、電池タイプと電源タイプがあります。

対象となる一般住宅は？

設置および維持が義務化される建物は、就寝に使用する部屋がある建物で、すべての住宅が対象になります。

- (1) 一戸建住宅・長屋住宅・共同住宅・マンション・社宅など
- (2) 併用住宅（店舗併用・事務所併用など）の住宅部分
- (3) 建物（規模・用途は問わない）の一部を住宅として使用している場合の住宅部分

※共同住宅・マンションなどでスプリンクラー設備や自動火災報知設備の感知器が取り付けられている場合は、設置する必要はありません。また、階段、廊下、エレベーターホール等の共用部分は、設置の対象となりません。

設置する場所は？

- (1) すべての寝室（普段就寝している部屋）
- (2) 寝室がある階の階段の上部（通常1階は除く）
- (3) 3階建てで、1階に寝室、3階に居室がある場合は→各寝室、3階の階段
- (4) 3階建てで、3階に寝室、2階に居室がある場合は→各寝室と寝室のある階の階段、寝室が3階にしかない場合の1階の階段
- (5) 居室（7平方メートル以上）が5室以上ある階（寝室がない階）には、廊下部分

悪質な訪問販売等には十分ご注意を！

悪質な訪問販売業者には十分注意してください。（火災警報器は、クーリングオフの対象です。）

- (1) 消防職員などを装って販売する。（消防署や行政機関が販売したり、業者に販売を委託することはありません。）
- (2) 設置が必要な箇所、警報器の種類などを偽って販売する。
- (3) 不当に高い価格で販売する。

【問合せ先】 宇和島地区広域事務組合 消防本部 予防課 ☎ 22-7501
宇和島地区広域事務組合 鬼北消防署 ☎ 45-2461